

## 第3章

### 行動計画の考え方

### 第3章 行動計画の考え方

#### 1. 「子ども発達支援計画行動計画 2021～2023」の振り返り

前回計画である「子ども発達支援計画行動計画 2021～2023」における「目指す姿」ごとの取組の目標達成状況は以下のとおりです。

2020年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、取組に中止や延期が生じ、特に2021年度は多くの取組において指標の実績値が目標値を下回りました。

基本目標	目指す姿	取組数	目標達成取組数	目標達成率
Ⅰ 子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている	1 子どもがさまざまな場面に参加し、意見を発信している	4	3	75.0%
	2 子どもが個性や能力を最大限に発揮している	16	14	87.5%
Ⅱ 子どもが安らいでいる家庭があり、家庭が地域とつながっている	1 子ども・子育ての支援が切れ目なく続いている	8	6	75.0%
	2 子育てと仕事の両立ができている	11	11	100%
	3 支援を必要とする家庭にサービスが行き届いている	6	6	100%
Ⅲ 子どもが地域の中で大切にされている	1 子どもが地域（人・場所・機会）とつながっている	7	7	100%
	2 みんなが安全・安心に子育てをしている	2	2	100%

※取組の目標達成の基準は、2021年度から2023年度までで一度も目標に到達していない場合、「未達成」と判断しています。(2023年度実績は見込み値)

## コラム 複合化後の子ども発達センター

### <「(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設」について>

子ども発達センターは、2029年度に「町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設」へ移転する予定です。

この施設では、「子ども・子育て支援を切れ目なく受けることができる施設」と「地域に開かれた日常的に使える心地よい居場所」をコンセプトとし、子ども・子育てサポートと地域の魅力づくりの核となる施設を目指します。

### <複合化後の「子ども発達センター」に求めること>

複合化後の「子ども発達センター」に求めることに関するアンケートでは、各調査において「職員・スタッフが充実していること」「複合施設内で他のサービスとの連携が図れていること」の割合が高く、ソフト面の充実が求められていることに加え、ヒアリングにて「障がい児や発達に支援が必要と思われる子どもを対象とした医療的機能・体制を強化すべきである」という意見があがりました。

#### ■アンケート結果

	保護者調査	管理者調査	従事者調査	事業所調査
1位	職員・スタッフが充実していること	職員・スタッフが充実していること	職員・スタッフが充実していること	複合施設内で他のサービスとの連携が図れていること
	75.4%	82.8%	80.0%	86.1%
2位	施設へのアクセスがしやすく、駐車場が確保されていること	障がい児が利用しやすい環境であること	障がい児が利用しやすい環境であること	障がい児が利用しやすい環境であること
	71.8%	76.3%	67.5%	83.3%
3位	複合施設内で他のサービスとの連携が図れていること	複合施設内で他のサービスとの連携が図れていること	これまでよりも窓口やサービスの申請方法がわかりやすくなっていること	職員・スタッフが充実していること
	70.2%	75.3%	58.8%	75.0%
4位	障がい児が利用しやすい環境であること	医療体制が充実していること	複合施設内で他のサービスとの連携が図れていること	施設へのアクセスがしやすく、駐車場が確保されていること
	65.8%	60.2%	57.5%	66.7%

## 2. 「子ども発達支援計画行動計画 2024～2026」における施策の体系

### (1) 「子ども発達支援計画行動計画 2024～2026」の施策展開

障がい児支援施策と子ども・子育て施策を一元的に進めるため、「子ども発達支援計画行動計画 2024～2026」における「基本理念」は、「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」と同一としています。

#### **基本理念：「子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す」**

子どもは市民の一員であるとともに、将来の社会を担う重要な存在です。すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、豊かな社会性を育むことは、子どもの人生を充実させるとともに、将来の社会の安定と発展のためにも必要なことです。

このような考えのもと、「子どもの未来」を重点的に捉え、町田市で育つ子どもの未来が輝かしいものとなるよう、地域も含め市全体で、子どもと子育て家庭を支援していきます。

また、町田市では、子どもにとっての最善の利益が優先して考慮され、子どもが幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」の実現を目指し、「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ条例）」を2023年12月に制定しました。

本条例は、「子どもの権利条約」にある4つの「子どもの権利」（生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利）について、子どもにも大人にもわかるよう示し、その権利を守るための大人の責務を明確にしています。

特に障がいのある子どもについては、第5条（5）で「障がいがあること、経済的に困難な状況にあることその他自分の置かれた状況に応じて、必要な支援を受けられること。」と規定し、どのような状況に置かれていても、子どもにとってハンディキャップとならないよう、状況に応じた支援が受けられることが重要であるとしています。また、第17条第2項で「市は、障がいのある子ども、経済的に困難な状況にある子どもその他の困難を抱えている子ども及びその家庭の把握に努めるとともに、施設関係者及び地域住民と連携し、及び協力し、当該子ども及び家庭の状況に応じ、必要な支援を行います。」と規定しています。

「子ども発達支援計画行動計画 2024～2026」では、「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」の「基本理念」や「基本目標」「目指す姿」に加え、「まちだコドマチ条例」で掲げた「子どもの権利」が障がいの有無にかかわらず保障されるまちの実現を目指し、子ども一人ひとりの成長やニーズ、家庭の状況や地域との連携を意識した施策を展開します。



「まちだコドマチ条例」  
ガイドキャラクター  
カワセミ先生

## コラム 子どもにやさしいまちづくり事業



ユニセフヨーロッパ事務所  
アンドレ副局長の表敬訪問



世界サミットで宣言書に  
署名する市長

「子どもにやさしいまちづくり事業」は、ユニセフ（国連児童基金）が提唱する、「Child Friendly Cities & Communities Initiative : C F C I」を日本語に訳したもので、現在およそ 40 の国々で取組が行われています。

主唱者のユニセフは、日本でも 1994 年に批准された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念を具現化する取組として、「子どもにやさしいまち」の基準を定め、それに基づき行政、特に市町村が施策を進めていくことを援助・促進しています。

日本では、日本ユニセフ協会がこの事業を推進しており、本市は「日本型子どもにやさしいまちモデル」の基準づくりに参加し、2018 年 10 月から、本市を含めた全国 5 つの自治体がモデル都市となり、「日本型モデル」の有効性を検証しました。2019 年度には、子どもにやさしいまちづくり事業の 30 周年を記念し、ドイツ・ケルンで「子どもにやさしいまち世界サミット 2019」が開催され、日本の自治体としては唯一、町田市長が市内在住の子ども達と共に出席しました。

2021 年 12 月には、国内で初の「日本型子どもにやさしいまちモデル実践自治体」として承認され、本格実施に向けた覚書を締結しました。

2023 年 12 月、本事業に関連し、「まちだコドマチ条例」を制定しました。この条例では、「児童の権利に関する条約」にある 4 つの「子どもの権利」について、子どもにも大人にもわかるよう示し、その権利を守るための大人の責務を明確にしています。保護者や地域住民など、様々な立場で子どもに関わる大人の一人ひとりが「子どもの権利」を理解して、互いに支え合うことで「子どもにやさしいまち」の実現を目指します。

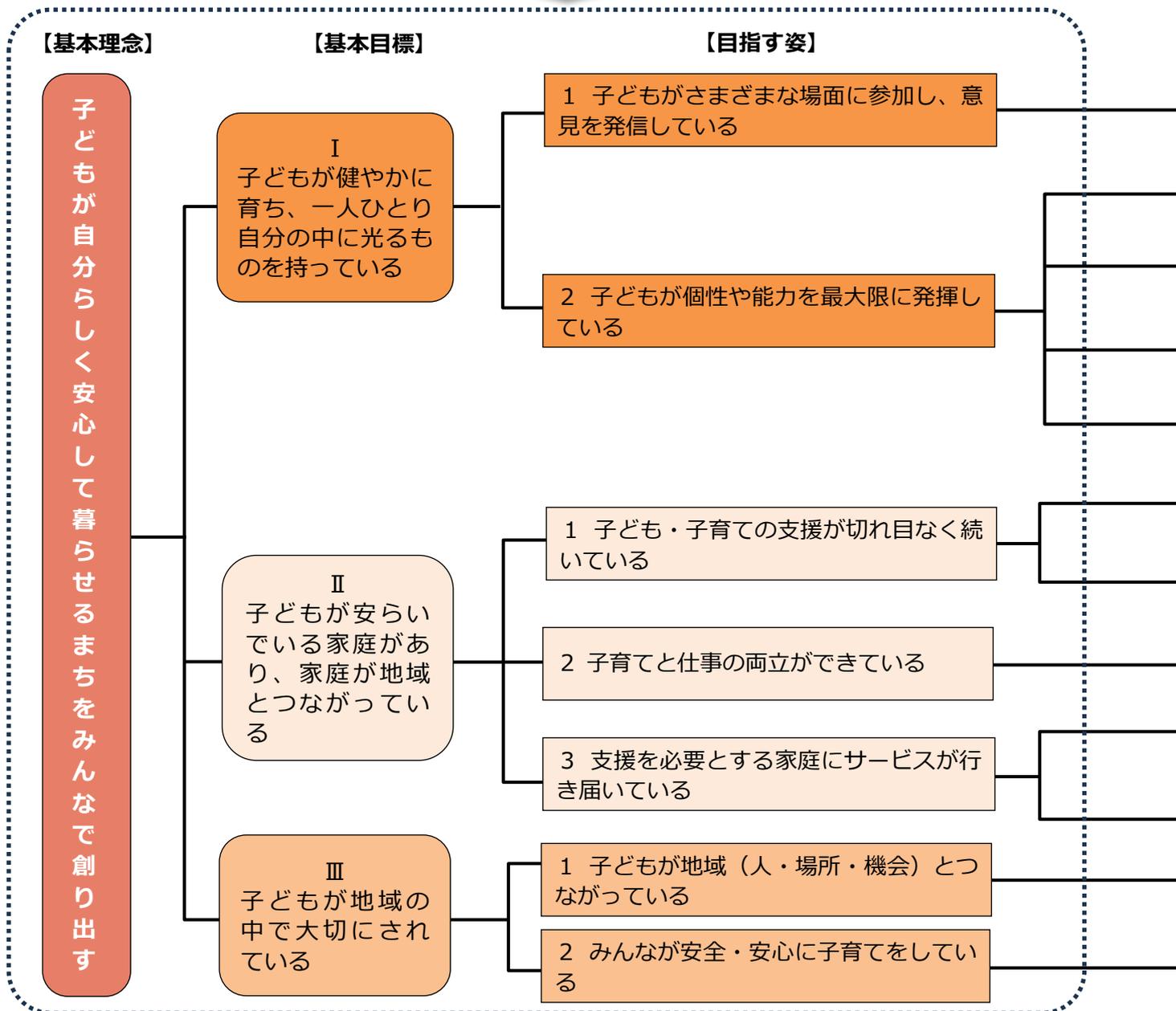
## (2) 施策の体系

障がい児施策と子ども・子育て施策を一元的に進めるため、「子ども発達支援計画行動計画 2024～2026」における「基本理念」「基本目標」「目指す姿」は、「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」※と同一にしています。

※「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」（=現行計画）は 2024 年度まで。2025 年度からは、「(仮称) 町田市子どもマスタープラン25—34」（=次期計画）となる予定。

[ 基本理念 ]

子どもが自分らしく安心して  
暮らせるまちをみんなで創り出す



「子ども発達支援計画行動計画 2024～2026」では、「まちだコドマチ条例」で掲げた4つの子どもの権利の考え方を心がけながら、基本施策を推進していきます。

安全安心な環境で不安なく、子どもが生きていく権利です。命が守られるだけではなく、愛情をもって大切にされ、育まれることも含まれます。

**生**きる権利

**育**つ権利

子どもが心も体も健やかに、色々な経験をしながら、自分らしく成長するための権利です。悩んだときには相談することもできます。

大切な子どもの権利が侵害されないように守ってもらえる権利です。子どもが自分の置かれた状況に応じて、必要な支援を受けられることも含まれます。

**守**られる権利

**参**加する権利

子どもが、社会の一員として、自分に関わることについての意見を表明する権利です。表明された意見は尊重される必要があります。



【基本施策】

I-1-(1) 豊かな人間性・社会性を育む活動への参加の支援と場の確保 P38

I-2-(1) 子どもが自分らしく育つための、特徴や状況に応じた療育の充実 P42

I-2-(2) 一人ひとりのニーズに合わせて学ぶことができる教育環境の充実 P46

I-2-(3) 子どもの成長に応じた切れ目のない支援を受けることができる連携体制の充実 P49

I-2-(4) 適切かつ質の高い支援を受けられるよう、支援の質の向上を図る P52

II-1-(1) 子どもの育ちや子育ての状況に応じて気軽に相談できる体制の充実 P57

II-1-(2) 「子どもと向き合った、自分らしい」子育てへの理解と支援 P61

II-2-(1) 子どもとその家族が必要とする支援を受けられるサービス提供体制の充実 P64

II-3-(1) 重症心身障がい児や医療的ケア児とその家族が必要な支援を受けられる体制の充実 P68

II-3-(2) 子どもが健やかに育つことができる安全安心な家庭環境の確保 P71

III-1-(1) 子どもと地域のつながりを広げるための参加支援と場の確保 P72

III-2-(1) 子どもが安全安心に暮らしていくための障がい等に関する理解の促進と環境整備 P75

### 3. 「子ども発達支援計画行動計画 2024～2026」の各基本目標における取組

#### 基本目標Ⅰ：子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている

##### <現状・課題>

- ・発達に支援が必要な子どもや医療的ケアが必要な子どもの数は増加傾向にあるため、支援・サービスの提供体制を充実することが求められています。
- ・支援・サービスに関する情報発信や周知方法に課題があります。

##### <取組の方針>

- ・子ども一人ひとりの発達段階や生活状況に応じた支援・サービスの提供体制を充実・強化します。

##### <主な取組>

- ・障がい児スポーツ教室 . . . P39  
内容：小学生以上の障がいのある人を対象に、体を動かすきっかけとして、体育館やプールで年間 36 回程度開催します。
- ・子ども発達センターの児童発達支援週 1 日通園（併行通園） . . . P43  
内容：地域の保育園・幼稚園等に通園している子どもを対象に、遊びなどを通じて自信や意欲を育て、子ども自身にとって集団生活が過ごしやすくなるために専門的な支援を行います。
- ・事業所ガイドブック . . . P44  
内容：市内にある児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を紹介するガイドブックを作成・配布するとともにまちだ子育てサイトで公開します。
- ・療育実地研修 . . . P54  
内容：子どもが通う施設の職員の発達障がい等に関する知識を高めるため、保育園・幼稚園等の職員を対象に、子ども発達センターで行う療育を体験する研修を行います。
- ・特別支援教育巡回相談員等による支援 . . . P55  
内容：学校からの要請に応じ、特別支援教育巡回相談員、専門家チーム専門員、特別支援教育専任相談員が学校を訪問し、特別な支援や配慮を要する児童・生徒の指導方法に関する指導・助言を行います。

## 基本目標Ⅱ：子どもが安らいでいる家庭があり、家庭が地域とつながっている

### <現状・課題>

- ・発達に支援が必要な子どもとその家族は、子ども発達センターだけではなく多様な機関からも相談につながっています。また、子どもの成長に合わせた発達支援・相談対応を行うためには、教育・保育施設と様々な専門機関との連携が不可欠であり、これまで以上に関係機関の情報共有・連携が求められます。

### <取組の方針>

- ・関係機関の情報共有や連携強化により、発達に支援が必要な子どもとその家族が安心して相談することができる体制を充実します。

### <主な取組>

- ・地域子育て相談センター . . . P59  
内容：マイ保育園(子育てひろば)等を通じて、発達に支援が必要な子どもの子育てについて、専門機関である子ども発達センターと連携した子育て支援体制の充実を図ります。
- ・療育記録ノート . . . P60  
内容：入園・入学時に、これまでの支援が途切れることなく引き継がれるように、子どもの成長と療育内容等を記録するノートを希望する保護者に配布します。
- ・保育園等での医療的ケア児の受け入れ . . . P66  
内容：「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」に基づき、医療的ケア児を保育園等に受け入れます。
- ・重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト . . . P70  
内容：地域で生活する医療的ケアの必要な重症心身障がい児(者)や医療的ケア児の居宅に看護師を派遣し、その家族が行っている医療的ケア等を代替えることで、その家族に一時的な休養を提供する事業を行います。

## 基本目標Ⅲ：子どもが地域の中で大切にされている

### <現状・課題>

- ・新型コロナウイルス流行により子どもの外出機会は減少しましたが、感染症法上の位置づけ変更などを踏まえ地域の活動等への参加を促していくことが大切です。
- ・子どもの外出や社会参加に、大半の保護者が不安を感じています。子どもの積極的な社会参加には、地域の中でも「分け隔てなく接してくれる大人」が特に不可欠であり、地域で子どもたちと接する「大人」に対し、障がい等に関する理解促進を図ることが大切です。

### <取組の方針>

- ・障がいの有無にかかわらず、子どもたちが地域でともに過ごし、学び、成長できる地域社会の実現のために、障がい等に関する理解促進を図っていきます。

### <主な取組>

- ・交流及び共同学習の推進 . . . P73  
内容：通常の学級と特別支援学級との交流を図ります。特別支援学級未設置校についても都立特別支援学校と連携し交流を図ります。
- ・地域参加支援 . . . P73  
内容：子ども発達センターの親子通園の活動の中で地域子育て相談センター等の地域の遊びの場に行くことで、外出のきっかけづくりや遊びの提供を支援します。
- ・子ども発達センターの保育所等訪問支援 . . . P74  
内容：専門的な知識を持つ職員が、発達に支援が必要な子どもが利用している地域の保育園等に訪問し、子ども自身にとって集団生活が過ごしやすくなるために専門的な支援を行います。
- ・地域公開講座 . . . P76  
内容：地域住民に向けて、発達に支援が必要な子どもについて、理解を深めるきっかけとなるよう、公開講座を開催します。
- ・高校生療育体験ボランティア . . . P76  
内容：町田市内に在住する、もしくは町田市内の高校に在籍する高校生を対象に、子ども発達センターの療育を体験する「高校生療育体験ボランティア」を実施します。
- ・バリアフリー基本構想に基づく地区ごとのバリアフリー化の推進 . . . P78  
内容：だれもが安心して移動や施設等の利用ができる環境の整備促進を図るため、市内10地区のバリアフリー基本構想における特定事業の進捗管理を行います。